

28 日 獣 発 第 327 号

平成 29 年 3 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

宮城県及び千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

このことについて、平成 29 年 3 月 24 日付け 28 消安第 5821 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、3 月 23 日に宮城県内及び千葉県内の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似家畜が確認されたことを踏まえ、本病に対する厳重な警戒を要請するとともに、適切な対応がなされるよう周知を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601



28消安第5821号

平成29年3月24日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



宮城県及び千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

28消安第5821号
平成29年3月24日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮城県及び千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

昨日、宮城県内及び千葉県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、それぞれの県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、いずれもH5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

今般の事例は、2月4日の事例以来の発生となりますが、

- ① 国内の野鳥や韓国の家きんでは、引き続き本病のウイルスが検出されていること
- ② さらに、3月頃より、渡り鳥が越冬地から繁殖地へ向かう春の渡りの時期となり、国内の各所を経由して繁殖地に向かうことが知られていることから、家きん飼養者に対し気を緩めることなく万全の対応を取るよう指導するとともに、引き続き異状の早期発見・早期通報も含めた厳重な警戒を要請するなど、防疫対策の助言・指導方よろしくお願い申し上げます。

また、防疫指針第4の1の（1）にあるとおり、家きん飼養者から異常家きんの発見の通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきよう改めてお願い申し上げます。